

## 令和7年度（運動・文化）部活動の方針・外活動の方針

### 目標

- 共通の興味・関心をもつ生徒によって組織され、個々の能力を伸ばす。
- 意欲的・継続的な活動によって、体力と技能の向上を図る。
- 活動を通じて、挨拶、助け合い・追求などの面から人間形成を図る。

### 本校の運営方針

- 休養日の設定
  - ・平日：月曜日朝（朝は生徒の自主活動）、水曜日放課後は休養日。
  - ・休日：大会等参加のため、土日に部活動を実施した場合は、その翌週の土日の活動は行わない。
  - ・テスト3日前：部活動は行わない。
- 活動時間
  - ・放課後：下校後～17：45（4～9月）、17：15（～10月中旬、2月上旬～3月）、16：45（10月下旬～11月中旬、1月下旬）活動なし（11月中旬～1月中旬）
  - ・休日：大会前を中心に年間7日間以内。1日3時間以内。
  - ・朝：7：30～8：00 生徒個人の自主活動の実施可。参加を強要しない。
- 長期休業中の活動方針
  - ・平日に実施し、活動時間は3時間以内とする。
  - ・活動日数は、長期休業日数の1/3以内とし、連続した休養日を必ず設ける。週休日以外。
  - ・冬期間はオフシーズンとし、家庭で過ごす時間を大切にできるようにする。
- 大会への参加方針
  - ・原則として、中学校体育連盟、中学生吹奏楽連盟主催の大会に参加し、職員が引率する。
  - ・その他の団体主催の大会は、社会活動として参加し、保護者の協力のもと社会活動指導者が引率し、保護者の送迎を原則とする。
- 社会活動指導者・保護者参加の、課外活動や部活動運営に係る協議の場の設営
  - ・毎年5月・10月は学校主催、2月は町教委主催の「社会活動関係者会議」を開催する。学校からは部活動の基本方針を伝えるとともに、社会活動の確認事項についての共通理解を図る。2月は、部活動地域移行の状況を確認する。
- 地域の社会活動との連携と地域移行の推進
  - ・上松町総合型地域スポーツクラブ「木曾ひのきっ子ゆうゆうクラブ」と連携。クラブに加入していない生徒の社会活動への参加は認められない。
  - ・「ゆうゆうクラブ」を受け皿とした部活動の地域移行について検討、推進を図っていく。

### 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

- 部活動顧問と社会活動指導者との間で、連絡を密に取り合い、生徒に過度な負担をかけないようにする。
- 前年度のうちに、休日部活動の実施日（すべての部の活動日数を統一）を計画し、その計画に沿って活動を行う。また、翌年度の休日部活動の実施日については、「休日の部活動の段階的な地域移行」を踏まえ、2月の「社会活動関係者会議」内で社会活動指導者との共通理解を図り、協力を依頼する。